

議案第 88 号

瀬戸内市学校給食調理場条例の一部を改正することについて

瀬戸内市学校給食調理場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 11 月 27 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市学校給食調理場条例の一部を改正する条例

瀬戸内市学校給食調理場条例（平成16年瀬戸内市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

瀬戸内市牛窓学校給食調理場	瀬戸内市牛窓町牛窓4957番地1
瀬戸内市邑久学校給食調理場	瀬戸内市邑久町尾張1156番地1

」を「

瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場	瀬戸内市邑久町尾張1156番地1
------------------	------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市学校給食調理場条例(平成16年瀬戸内市条例第73号)新旧対照表

現行	改正後														
<p>○瀬戸内市学校給食調理場条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日 条例第73号</p> <p>(名称及び設置)</p> <p>第2条 調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 560 1099 759"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸内市牛窓学校給食調理場</td> <td>瀬戸内市牛窓町牛窓4957番地1</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内市邑久学校給食調理場</td> <td>瀬戸内市邑久町尾張1156番地1</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内市長船学校給食調理場</td> <td>瀬戸内市長船町福里836番地5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	瀬戸内市牛窓学校給食調理場	瀬戸内市牛窓町牛窓4957番地1	瀬戸内市邑久学校給食調理場	瀬戸内市邑久町尾張1156番地1	瀬戸内市長船学校給食調理場	瀬戸内市長船町福里836番地5	<p>○瀬戸内市学校給食調理場条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日 条例第73号</p> <p>(名称及び設置)</p> <p>第2条 調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 560 2063 711"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場</td> <td>瀬戸内市邑久町尾張1156番地1</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内市長船学校給食調理場</td> <td>瀬戸内市長船町福里836番地5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場	瀬戸内市邑久町尾張1156番地1	瀬戸内市長船学校給食調理場	瀬戸内市長船町福里836番地5
名称	設置場所														
瀬戸内市牛窓学校給食調理場	瀬戸内市牛窓町牛窓4957番地1														
瀬戸内市邑久学校給食調理場	瀬戸内市邑久町尾張1156番地1														
瀬戸内市長船学校給食調理場	瀬戸内市長船町福里836番地5														
名称	設置場所														
瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場	瀬戸内市邑久町尾張1156番地1														
瀬戸内市長船学校給食調理場	瀬戸内市長船町福里836番地5														

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市学校給食調理場条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市学校給食調理場条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「6人」を「4人」に改める。

別表中「

瀬戸内市牛窓学校給食調理場	瀬戸内市立牛窓東小学校 瀬戸内市立牛窓西小学校 瀬戸内市立牛窓北小学校 瀬戸内市立牛窓中学校
瀬戸内市邑久学校給食調理場	瀬戸内市立邑久小学校 瀬戸内市立今城小学校 瀬戸内市立裳掛小学校 瀬戸内市立邑久中学校

」を「

瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場	瀬戸内市立邑久小学校 瀬戸内市立今城小学校 瀬戸内市立裳掛小学校 瀬戸内市立牛窓東小学校 瀬戸内市立牛窓西小学校 瀬戸内市立牛窓北小学校 瀬戸内市立邑久中学校 瀬戸内市立牛窓中学校
------------------	---

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市学校給食調理場条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第15号)新旧対照表

現行		改正後	
<p>(役員)</p> <p>第7条 運営委員会に次の役員を置く。</p> <p>委員長 1人</p> <p>副委員長 1人</p> <p>監査委員 <u>6人</u></p> <p>2～5 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>		<p>(役員)</p> <p>第7条 運営委員会に次の役員を置く。</p> <p>委員長 1人</p> <p>副委員長 1人</p> <p>監査委員 <u>4人</u></p> <p>2～5 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>	
名称	学校名	名称	学校名
瀬戸内市牛窓学校給食調理場	瀬戸内市立牛窓東小学校	瀬戸内市邑久・牛窓学校給食調理場	瀬戸内市立邑久小学校
	瀬戸内市立牛窓西小学校		瀬戸内市立今城小学校
	瀬戸内市立牛窓北小学校		瀬戸内市立裳掛小学校
	瀬戸内市立牛窓中学校		瀬戸内市立牛窓東小学校
瀬戸内市邑久学校給食調理場	瀬戸内市立邑久小学校		瀬戸内市立牛窓西小学校
	瀬戸内市立今城小学校		瀬戸内市立牛窓北小学校
	瀬戸内市立裳掛小学校		瀬戸内市立邑久中学校
	瀬戸内市立邑久中学校		瀬戸内市立牛窓中学校
瀬戸内市長船学校給食調理場	瀬戸内市立美和小学校	瀬戸内市長船学校給食調理場	瀬戸内市立美和小学校
	瀬戸内市立国府小学校		瀬戸内市立国府小学校
	瀬戸内市立行幸小学校		瀬戸内市立行幸小学校
	瀬戸内市立長船中学校		瀬戸内市立長船中学校